

## 諸外国における車体課税の実態調査

問1 自動車の取得、保有、使用/走行の各段階で課される税について、課税主体、課税客体、課税指標、税率、税収を別紙様式によりご回答ください。また、電気自動車に対する優遇措置等については、その他特筆すべき内容として備考欄にご記載ください。

※ ガソリン車、電気自動車等の車両区分により、課税指標や税率等が変わる場合は、それぞれご回答ください。

※ 「出力」が課税指標になっている場合、お分かりになる範囲で「定格出力」「最高出力」のいずれかを明示してください。

問2 問1の課税指標に「排気量」がある場合、排気が無い電気自動車に対して、税率などをどのように設定しているかご回答ください。

電気自動車1台当たりの年税額を課する。

営業用：2万ウォン

非営業用（自家用）：10万ウォン

問3 課税指標に「CO2排出量」を採用している場合、具体的に、どういった考え方（指標として「CO2排出量」に着目して課税する理由）に基づき、どういった測定方法（例：LCAなど）により、どういった数値を捕捉することとしているかご回答ください。その際、走行段階でCO2を排出しない電気自動車については、どのように課税されているかご回答ください。

採用していない。

問4 問1の課税指標に「(最高)出力」がある場合、複数のモーターが搭載されている電気自動車の(最高)出力はどのように取り扱われるかご回答ください。

※例：(最高)出力が最も高いモーターの値を基に課税 等

なし

問5 問1の課税指標に「(最高)出力」がある場合、ソフトウェアの更新等により(最高)出力が変更された場合、課税上どのように取り扱われるかご回答ください。

※例：変更後の(最高)出力に基づき課税、変更前の(最高)出力に基づき課税 等

なし

問6 (問2や問3に関連して)一般的に、電気自動車は内燃機関車に比べて「重量」が大きくなることから、道路損傷負担等を考慮すれば、相応の税負担を求めるべきとも考えられますが、各国(州や市町村を含む。)において、これまで、電気自動車への課税のあり方についてどのような考え方が表明されているかご回答ください。

なし

問7 (問6に関連して) 電気自動車への課税について、課税を強化する観点で近年の動き\*がある場合は、その内容や国内での議論、検討の状況、課題(業界団体からの反発等)などをご回答ください。

※税率の引上げ、優遇措置対象の縮小、新たな課税指標((最高)出力など)の採用など

○韓国大統領府は「国民提案(元国民請願掲示板)」HPを用いて、国民参加型の討論の場を設けた。テーマは「自動車税など排気量中心自動車における財産基準の改善」と設定し、排気量に基づいた自動車税(電気自動車を含む)の課税について国民の意見を聞いている。(23.8.1~8.21)(問8②参照)

○ダウンサイジングや電気自動車の普及により、排気量は少ないが、高額な自動車に対する課税の公平性など現行の排気量に基づいた課税システムが問題として指摘されている。(問8③参照)

問8 今回の調査への回答にあたり、参考とした法令・制度や文献、記事などがあれば、該当箇所を含めご回答ください。

① 関連法令：地方税法第125条～第127条

<https://www.law.go.kr/%EB%B2%95%EB%A0%B9/%EC%A7%80%EB%B0%A9%EC%84%B8%EB%B2%95>

② 大統領府 HP 国民提案(第4次国民参加討論のまとめ)

<https://www.epeople.go.kr/idea/withpeople/1AE-2308-0000004/detail.npaid>

③ 新聞会社 bizwatch の企画記事「自動車税を変えよう」

「アバンテ(Avante)の自動車税よりテスラ(tesla)が多い理由」(2023.2.1)

<http://news.bizwatch.co.kr/article/finance/2023/01/31/0024>

<http://news.bizwatch.co.kr/article/finance/2023/02/01/0024>

<http://news.bizwatch.co.kr/article/finance/2023/02/02/0039>

<http://news.bizwatch.co.kr/article/finance/2023/02/03/0032>

(別紙)

課税段階※	保有段階 ※自動車税（排気量基準）年2回（6月、12月）課税
税の名称	所有分自動車税
課税主体	地方自治団体（特別市、広域市、特別自治市、特別自治道、市、郡）
課税客体	地方自治団体管轄区域に登録された自動車の所有者
課税指標	添付資料参照
税率	添付資料参照
税金 (直近3年分)	所有分自動車税 2020年：4.1兆ウォン 2021年：4.3兆ウォン 2022年：4.6兆ウォン
備考	

※自動車の取得・保有・使用/走行のいずれの段階で課されるものか、ご回答ください。

(添付資料)

## □ 大韓民国所有分自動車税の課税指標及び税率

○ 車種（乗用車・乗合自動車、貨物自動車等）と用途（営業用・非営業用）により課税

① 乗用車：排気量(cc)に基づき課税（年2回）

営業用		非営業用	
1,600cc 以下	1 cc 当たり 18 ウォン	1,000cc 以下	1 cc 当たり 80 ウォン
2,500cc 以下	1 cc 当たり 19 ウォン	1,600cc 以下	1 cc 当たり 140 ウォン
2,500cc 超過	1 cc 当たり 24 ウォン	1,600cc 超過	1 cc 当たり 200 ウォン

※非営業用乗用車は3年目から年5%ずつ、最大50%まで税額軽減。

② その他の乗用車（電気自動車等）（年2回）

営業用	非営業用
20,000 ウォン	100,000 ウォン

③ 乗合自動車（年2回）

区分	営業用	非営業用
高速バス	100,000 ウォン	-
大型貸切バス	70,000 ウォン	-
小型貸切バス	50,000 ウォン	-
大型一般バス	42,000 ウォン	115,000 ウォン
小型一般バス	25,000 ウォン	65,000 ウォン

④ 貨物自動車（年2回）

区分	営業用	非営業用
1,000kg 以下	6,600 ウォン	28,500 ウォン
2,000kg 以下	9,600 ウォン	34,500 ウォン
3,000kg 以下	13,500 ウォン	48,000 ウォン
4,000kg 以下	18,000 ウォン	63,000 ウォン
5,000kg 以下	22,500 ウォン	79,500 ウォン
8,000kg 以下	36,000 ウォン	130,500 ウォン
1万 kg 以下	45,000 ウォン	157,500 ウォン

⑤ 特殊自動車（牽引車等）（年2回）

区分	営業用	非営業用
大型特殊自動車	36,000 ウォン	157,500 ウォン
小型特殊自動車	13,500 ウォン	58,500 ウォン

⑥ 3輪以下の小型自動車（年2回）

営業用	非営業用
3,300 ウォン	18,000 ウォン